解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月六日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年六月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月五日

三重県多気郡大台町清滝一六四番地

社団法人赤滝報徳社

代表清算人　小掠　厚

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年五月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月五日

京都府相楽郡和束町大字白栖小字大狭間三五番地　財団法人和束町活性化センター

清算人　堀　忠雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿屋市串良町下小原四八六七番地一、最後の住所栃木県宇都宮市緑三丁目二六番一二号　被相続人　亡　坪水　正月

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月五日

栃木県宇都宮市住吉町一九番一二号

相続財産管理人　司法書士　伊東　一秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所栃木県宇都宮市富士見が丘四丁目二番一八号

被相続人　亡　丁　永守（通称名山野正雄）

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月五日

事務所栃木県宇都宮市東宿郷六丁目四番一二号　近藤峰明法律事務所

相続財産管理人　弁護士　近藤　峰明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県久喜市北中曽根五八三番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　武井　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月五日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七―一一―二松栄浦和ビル四階　新埼玉法律事務所

相続財産管理人　坂下　裕一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市大島田四二四番地二、最後の住所千葉県柏市大島田四二五番地一

被相続人　亡　秋谷はつよ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月五日

事務所千葉県柏市柏六―九―一八柏パークビル五階柏の森法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松本　尚道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区銀座七丁目二番地一、最後の住所東京都新宿区南榎町五七番地パークコート市谷台南榎三〇五号

被相続人　亡　杉本　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月五日

東京都千代田区神田神保町三丁目六番一五号ワイズビル四階岡田・松尾法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松尾　憲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市西区発寒七条十一丁目五番、最後の住所東京都町田市南大谷一三二七番地六七　被相続人　亡　大西桂一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月五日

東京都立川市曙町二丁目三一番一五号日住金立川ビル四階西東京共同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡垣　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区湯島二丁目四番、最後の住所東京都文京区湯島二丁目四番八―七〇一号

被相続人　亡　南　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月五日

事務所東京都千代田区神田須田町一丁目四番一〇号Y一〇一ビル四階白井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　白井　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区三筋二丁目一七番地二、最後の住所東京都新宿区西新宿五丁目一〇番一七号　被相続人　亡　塚田　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月五日

東京都千代田区永田町二丁目一四番二号山王グランドビル四〇四号室山王法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区赤羽西一丁目二五番、最後の住所東京都北区滝野川一丁目二八番一二号

被相続人　亡　牧野　源三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月五日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　荒巻　慶士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県築上郡築上町大字小原一一七三番地、最後の住所東京都八王子市元本郷町一丁目八番一号コスモビル三〇一号

被相続人　亡　前田　孝水

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月五日

東京都国分寺市本町三丁目一三番一四号戸塚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　戸塚　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区神田淡路町一丁目一番地一、最後の住所東京都武蔵野市緑町三丁目五番一二号　被相続人　亡　小野　恭司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月五日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺東町一丁目一番一八号中村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堀　麦枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市吉井一八五番地、最後の住所横浜市戸塚区汲沢四丁目三五番二三―一〇四号　被相続人　亡　半澤　吾郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月五日

横浜市中区太田町四―五五横浜馬車道ビル六階

相続財産管理人　弁護士　大野　美樹